

○上越教育大学部活動指導員研修要項

(令和元年11月13日学長裁定)

最終改正 令和5年3月23日

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学附属中学校に置く部活動指導員の研修について、必要な事項を定める。

(目的)

- 2 部活動指導員の研修は、部活動の教育的意義、部活動指導員の職務等について理解を深めるとともに、部活動指導員としての資質の向上を図ることを目的とする。

(研修内容)

- 3 研修は、事前研修及び定期研修を行うものとする。

(事前研修)

- 4 部活動指導員を採用した際には、事前研修として、次の内容について研修を行う。

- (1) 部活動指導員制度の概要
- (2) 部活動の位置付け及び教育的意義
- (3) 学校と部活動の目標・方針
- (4) 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
- (5) 安全の確保及び事故発生後の対応
- (6) 生徒の人格を傷つける言動及び体罰の禁止
- (7) サービスの遵守

(定期研修)

- 5 定期研修は、年2回程度とし、次の内容について研修を行う。

- (1) 生徒指導に係る対応
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 事故が発生した場合の現場対応
- (4) 部活動指導員活動及び生徒指導の振り返り
- (5) 今後の指導計画検討

(講師)

- 6 研修の講師は、上越教育大学大学院学校教育研究科教員、附属中学校長、附属中学校教頭等又は外部講師とする。

附 則

この要項は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。